

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

(反訴事件) 平成29年(ワ)第14391号 債務不存在確認請求事件

本訴原告(反訴被告) 池田修一

本訴被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

反訴原告 村中璃子

準備書面(6)

平成30年1月9日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、下記のとおり弁論を準備する。なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。本準備書面においては、甲17により一層明確となった原告池田修一の「捏造」の意図に関する基本的主張を行う。

記

第1 原告池田修一の「捏造」の意図

被告村中璃子は、平成28年12月26日付け求釈明書(2)により、平成27年12月28日のプログレスミーティングの資料の提出を求めて以来、繰り返し同資料の提出を原告池田修一に求めてきたところ、平成29年10月31日、平成27年12月28日にA氏がプログレスミーティングで説明に用いたものと原告池田修一が主張する資料(甲17)がようやく提出された。

甲17とこれまで提出された証拠を照らし合わせると、以下の事実が認定できる。

① 甲17のスライド31の説明文2行～3行によれば、平成26年3月5日、A氏は、10週齢のNF-kBp50欠損マウスに、子宮頸がんワクチン(サーバリックス)、インフルエンザワクチン(Flu)、B型肝炎ワクチン(HBV vaccine)、生理食塩水(PBS)を接種し¹、平成26年5月ころ(初回接種から2ヶ月後)、平成26年7月ころ(初回接種から4ヶ月後)、及び、平成27年3月ころ(初回接種から12ヶ月後)、免疫学的検討と病理学的検討²を行うため、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスから血清を採取した³。甲17のスライド31・32は、初回接種から12ヶ月後のNF-kBp50欠損マウスの血清を、正常なマウスの脳切片にふりかけて撮ったものである(乙7の2・27頁～28頁)。したがって、甲17のスライド31・32とは別に、初回接種から2ヶ月後、及び、4ヶ月後に採取したマウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像が存在すると推認される⁴。

¹ 甲17のスライド31の説明文2行～3行(スライド32にも同じ記載あり)には「Date of 1st shot of Flu, HBV vaccine or PBS as control: March 05, 2014.」との記載があり、当該実験は遅くとも2014年(平成26年)3月5日に開始されている。子宮頸がんワクチン(サーバリックス)を接種したとの記載がないが、同説明文3～5行には、同ワクチンを接種した旨の記載があることから、記載漏れとみられる。

² 病理学的検討とは、動物の臓器の標本を顕微鏡などにより検査するものであり、本件では、各ワクチン等を打ったマウスそのものの脳や神経を摘出し、これを顕微鏡などで検査することをさす。

³ 甲17のスライド31の説明文3～5行(スライド32にも同じ記載あり)には「2 months, 4 months and 12 months after date of 1st shot of Cervarix vaccine, Flu, HBV vaccine or PBS, the serum were collected from all immunized mice for immunological examinations and pathological studies.」との記載がある。

⁴ 血清を用いた画像を撮影しないのであれば、わざわざ血清を採取する必要がない。初回接種から

② 平成26年3月5日の初回接種から12ヶ月後、各ワクチン等を接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスの血清を採取した後、これらのNF-kBp50欠損マウスを殺処分し、NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の病理学的検討を行っているが、A氏は自己免疫による脳の異常はみられなかったと供述している（乙7の2・31頁、114頁）⁵。したがって、甲17のスライド31・32とは別に、初回接種から12ヶ月後の“ワクチンを接種した”NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の画像が存在すると推認される⁶。

③ 甲17のスライド32の棒グラフには、エラーバーや統計検定結果（P値など）の記載がなく、原告池田修一は、マウス1匹（N=1）の実験結果に過ぎないことを理解していたと推認される。

④ 丙7の動物実験計画承認申請書⁷の「実験方法」によれば、平成26年7月1日以降、A氏は、10週齢のNF-kBp50欠損マウスに、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）、インフルエンザワクチン（Flu）、B型肝炎ワクチン（HBV vaccine）、生理食塩水（PBS）を接種し、初回接種から6ヶ月～9ヶ月後にNF-kBp50欠損マウ

2ヶ月後、初回接種から4ヶ月後に採取したマウスの血清をどのように使用したか、何匹のマウスの血清を使用したか等の実験デザインの詳細は実験ノートに記載され、脳の画像が残されているはずであるが、現時点で証拠として提出されていない。

⁵ 乙7の2・31頁における「(打ったマウスの脳を) 見てないんですか」との被告村中璃子の質問に対し、A氏が「見てるけれども、元々、元々あの、NF-kBのp50のノックアウトマウスって、脳の海馬のところに変性が起きるから。」と回答し、同114頁における「打ったマウスの脳切片からは、どのワクチンからも異常が見られなかったと言えますね。」「そのマウス、自己免疫性のものを思わせるような異常は、特に確認してないっていうことですね。」との被告村中璃子の質問に対し、A氏が「元々、この、この、ね、このネズミは脳の疾患があるから。疾患は、疾患の症状は、どのマウスでも、みれ、見られますよ。」と回答している。

⁶ 初回接種から12ヶ月後に殺処分したNF-kBp50欠損マウスが何匹か等の実験デザインの詳細は実験ノートに記載され、脳の画像が残されているはずであるが、現時点で証拠として提出されていない。

⁷ この動物実験計画承認申請書は、平成28年6月27日付けで研究活動上の不正行為に関する通報がなされ（丙19）、動物実験が終了した後、平成28年7月22日に後付けで作成されており、当時医学部長（所属部局の長）であった原告池田修一を経て申請されていることから（丙20の第6条）、その内容につき、原告池田修一が十分確認していたものである。

スの血清を採取し、殺処分の上、臓器を摘出している⁸。したがって、甲17のスライド31・32とは別に、各ワクチン等の初回接種から6ヶ月～9ヶ月後に採取したNF-kBp50欠損マウスの血清を正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像、及び、各ワクチン等の初回接種から6ヶ月～9ヶ月後に殺処分した“ワクチンを接種した”NF-kBp50欠損マウスそのものの脳の画像が存在すると推認される⁹。なお、本調査委員会で実施された再現実験においては、「NF-kBp50欠損マウスにサーバリックス（HPV）あるいは生理食塩水（PBS）を接種後、9ヶ月及び22ヶ月飼育後に採取した血清6検体を用いた。」と記載されているが（丙15の2枚目4（2））、丙7の動物実験計画承認申請書の記載との整合性については、実験ノート等の生データが提出されていないことから、不明である。

⑤ 原告池田修一は、自身は本件マウス実験を行っていないと主張するが、甲4の30・31枚目の「皮内神経の観察」「末梢神経病変」とのスライドは甲17に含まれておらず、A氏が本件マウス実験においてマウスから採取した神経標本を原告池田修一がスライドにしたものと考えられる。NEWS23でも、「サーバリックス 14AA-1 マウス●●」と記載された標本を顕微鏡で原告池田修一自ら観察し（乙1の2分45秒以降）、また、原告池田修一自ら「末梢神経病変」とのスライドを示した上で約9ヶ月後に異常が現れたと発言していることからして（乙1の4分23秒以降）、原告池田修一自身が本件マウス実験に深く関与していたとしか考えられない。

以上のとおり、平成27年12月28日のプログレスミーティングが行われた時点において、甲17のスライド31・32以外のマウスの脳（海馬）の画像が複数

⁸ このマウス実験は、A氏のいう「もう一回」（2回目）の実験（乙7の2・125～126頁）をさすとみられる。

⁹ 初回接種から6ヶ月～9ヶ月後に採取したマウスの血清をどのように使用したか、何匹のマウスの血清を使用したか等の実験デザインの詳細は実験ノートに記載され、脳の画像が残されているはずであるが、現時点で証拠として提出されていない。

しかも相当数存在していたと推認される。乙7の2の32頁・75～76頁のとおり¹⁰、A氏も原告池田修一に説明を行ったと供述していることから、甲17のスライド31・32以外のマウスの脳（海馬）の画像について、A氏が原告池田修一に全く説明していないということは考えられない。

原告池田修一は、飼っているだけで加齢によって自然に脱髄などの神経変性（異常）が生じるNF-kBp50を欠損した特殊マウスの末梢神経の写真を、あたかも子宮頸がんワクチンによって異常が起きたかのように発表しながらも、一方で、子宮頸がんワクチンを接種したNF-kBp50欠損特殊マウスそのものの脳には、自己免疫性の異常がなかったという結果を認識していたにもかかわらず、ワクチンを接種したNF-kBp50欠損マウスそのものの脳の画像ではなく、飼っているだけで加齢によって自己抗体の出来る特殊なNF-kBp50欠損マウス（よって、ワクチン接種の有無に関わらず自己抗体が含まれていてもなんらおかしくない）から採取した血清を、正

¹⁰ 乙7の2のとおり、A氏は「あのう、例えば、ワクチン、あのう、子宮頸がんワクチンを打ったところだけが、ドラマチックに緑色になるっていうこともあるんだけども。」「ただ、元々なるから、他のマウスでも緑色に染まることありました。」「だから、パイロット実験をプレゼンしたときに、『先生、そう言うけども、HBVのところ、緑色に染まってんじゃん』って言われると、『そうなんだ。そりゃそうだよ』って。『元々そういう変性マウスだから、染まりますよ』って。」と発言している（32頁）。

また、乙7の2では、以下のやり取りもある（75～76頁）。

村中「これ、結構、こういうふうには、こんなにきれいに他のワクチンも染まることあるものなんですか。先生。」

A氏「はい。」

村中「これね、サーバリックスの差ってやっぱりすごく濃く見えますけど、こういうふうにはきれいに他のものでも染まることってあったんですか。」

A氏「ありましたよ。」

村中「あった？」

A氏「あった。」

村中「だけど、この、一番サーバリックスがきれいに染まっているデータを池田先生にお渡しした理由は何かあるんですか。」

A氏「いや、だから、それだけじゃないですもん。」

村中「もっと、これが何枚もある。」

A氏「もう、もう何枚もある。」

村中「あ、で、池田先生が、これ取ったの？」

A氏「ピックアップしただけなんですよ。」

常マウスの脳切片にふりかけた画像のみを発表したものであり、原告池田修一には明確な「捏造」の意図がある。

また、原告池田修一は、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）接種によりマウスの末梢神経に異常が起きた訳でもなく、ワクチン接種によって脳障害が発生したことを示す実験デザイン及び結果ではないことを十分に認識しながらも、本件成果発表会のスライドにおいて、子宮頸がんワクチン（HPV）の緑色に光った部分に自らわざわざ「白丸」を付けて強調し（甲4の30枚目、甲5）、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」というキャプションをわざわざつけて（丙38の9頁～10頁）、あたかも子宮頸がんワクチン（サーバリックス）接種によりマウスに脳障害が発生したかのようにスライドを改変しており、原告池田修一には「捏造」の意図がある。

さらに、本件成果発表会の発表において、原告池田修一は、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」との記載のほか、子宮頸がんワクチン（HPV）の緑色に光った部分に自らわざわざ「白丸」を付けたスライドを用い（甲4の30枚目、甲5）、「だんだん9ヶ月から12ヶ月、1年くらいして脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところに、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。すなわち、脳を攻撃する異常な抗体が、このマウスにはできたということがわかりました。（中略）同時にこのマウスのですね、このマウスのですね、こういう皮膚、足のそっけい（鼠径）の皮膚の中の神経、こういうところですね、これを電子顕微鏡で見るとですね、皮内の神経、こういうものですが、どの神経も壊れている。だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」と発言しており¹¹、子宮頸がんワクチンによってワクチンを接種した

¹¹ 原告池田修一は、本件成果発表会において、次のとおり、発言している（丙37の39分12秒以下）。「最後がですね、こうした病態解析のための動物モデルということなんですが、このNF-kBp50を欠損したマウス、こういうのをノックアウトマウス、ある遺伝子をつぶしちゃったマウスをノックアウトマウスというんですが、これは自己免疫を起こしやすい個体ということなんですが、このマウスにですね、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、子宮頸がんワクチン、そして

マウスの脳そのものに障害が発生したという架空の事実をでっちあげており、原告池田修一には「捏造」の意図がある。

NEWS 23においても、原告池田修一は、甲5のスライドの画像を引用しながら、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬といって、記憶の中枢があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」と発言し、子宮頸がんワクチンを接種したマウスだけ脳の海馬に異常な抗体が沈着して海馬の機能を障害し、このことによりあたかも子宮頸がんワクチン接種後に患者に生じた障害と子宮頸がんワクチン接種の因果関係が証明されたかのような架空の事実をでっちあげており、原告池田修一には「捏造」の意図がある。

第2 求釈明事項

原告池田修一は、A氏から甲17を入手していることから明らかなように、本件マウス実験を含む本件研究の研究代表者として、A氏から本件マウス実験に関する実験ノート、実験データ等の生データを入手できる地位にある。また、丙32のとおり、原告池田修一とA氏は、本件マウス実験の不正疑惑に関する対応において、同一の代理人（清水勉弁護士及び出口かおり弁護士）を選任しており、甲1及び甲2の記事が掲載された後、本調査委員会の手続から現在に至るまで一貫して、意思連絡の上、一体として行動している。

単なる生食を打ってみるとですね、だんだん9ヶ月から12ヶ月、1年くらいして脳の海馬と呼ばれている記憶の中枢のところ、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。すなわち、脳を攻撃する異常な抗体が、このマウスにはできたということがわかりました。現在、その抗体の性状を詳しく分析しているところなんですが、同時にこのマウスのですね、このマウスのですね、こういう皮膚、足のそっけい（鼠径）の皮膚の中の神経、こういうところですね、これを電子顕微鏡で見るとですね、皮内の神経、こういうものですが、どの神経も壊れている。だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」

1. 被告村中璃子は、原告池田修一に対し、(必要に応じA氏に確認、資料を入手の上)平成26年3月5日に各ワクチン等が接種開始されたマウス実験に関する実験デザイン、実験経過、実験結果を明らかにするよう求める。特に、何匹のマウスを用いた実験であったのか、発表されたマウス以外の実験結果はどうであったのか、別の自己抗体を極めて生じやすい特殊マウスから採取した血清をふりかけた正常マウスの脳切片ではなく、各ワクチン等を接種した特殊マウスそのものの脳の状態を観察した結果はどうであったのか(加齢による神経変性ではなく、自己抗体の沈着が見られたのかなど)、明確にするよう求める。

2. 被告村中璃子は、原告池田修一に対し、(必要に応じA氏に確認、資料を入手の上)平成26年7月1日以降に各ワクチン等が接種開始されたマウス実験に関する実験デザイン、実験経過、実験結果を明らかにするよう求める。特に、各ワクチン等が“接種されたマウス”そのものの脳の状態を観察した結果についてのデータを開示するよう強く求める。

3. 被告村中璃子は、原告池田修一に対し、乙1の「サーバリックス 14AA-1 マウス●●」と記載された標本をいつ誰から入手したのか、乙1の「末梢神経病変」とのスライドをいつ誰が作成したのか、明らかにするよう求める。また、原告池田修一発表スライド(甲5)にある、「サーバリックスだけに自己抗体(IgG)沈着あり」¹²という説明と白い円でわざわざHPV(子宮頸がんワクチン)に起きている緑色の傾向染色を強調したのは誰であるのか、改めて明らかにするよう求め

¹² 平成28年6月20日14時52分のA氏から通報者宛メールにおいて、通報者の「『サーバリックスだけに自己抗体(IgG)沈着あり』との記載がありますが、これは池田先生がご自身でつけられたキャプションでしょうか?」との質問に対し、A氏は「サーバリックスを接種したマウスの脳において、IgGの沈着が認められる、そのようなエビデンスは得られていませんので、池田先生が付けられたタイトルです。」と回答している(丙38・9~10頁)。

る(丙38の9～10頁参照)

4. 被告村中璃子は、原告池田修一に対し、(必要に応じA氏に確認、資料を入手の上)塩沢教授による非公開の班会議での報告(甲6)及び甲17には含まれていない甲4の30・31枚目の「皮内神経の観察」「末梢神経病変」とのスライドの入手時期、入手経路を明らかにするとともに、本件成果発表会において「だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」(丙37の39分12秒以下)と発言した具体的な科学的根拠を明らかにするよう求める。

5. 被告村中璃子は、原告池田修一に対し、これまでTBSテレビに対し、乙1のNEWS23の放送の訂正を求めたことがあるか、求めたとすれば、その時期及び具体的内容を明らかにするよう求める。

6. 被告村中璃子は、原告池田修一に対し、(必要に応じA氏に確認の上)平成27年12月28日のプログレスミーティングに参加した原告池田修一、塩沢教授、A氏以外の2名の氏名を明らかにするよう求める(丙13・丙14のとおり、本調査委員会においてヒアリングが行われている)。

第3 今後の人証申請について

被告村中璃子は、本準備書面に対する原告池田修一の認否反論及び釈明により証拠調の範囲が明確になった後、原告池田修一、塩沢教授、A氏、平成27年12月28日のプログレスミーティングに出席した2名、本調査委員会の委員の一部の者、A氏の取材に同席した者(被告大江、被告村中璃子ら)等の証人申請を予定している。

以 上